(その1)

収支報告書

令和7年分
(　　開催分)

(ふりがな)　でがわももこしまねけんこうえんかい

1 政治団体の名称　出川桃子島根県後援会

2 主たる事務所の所在地　島根県松江市灘町1-7
松江プラザビル7F

3 代表者の氏名　(姓) 細田　(名) 重雄

4 会計責任者の氏名　(姓) 園山　(名) 繁

事務担当者の氏名
(姓) 多々納　(名) 剛人
(電話) 0853-30-8111
(電話)
(電話)

島根県選挙管理委員会 収 令 8.6.16 和 受 附

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名等 (姓) 出川　(名) 桃子
公職の種類等 (現職・候補者の別) 参議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名等(2人目) (姓)　(名)
公職の種類等 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名等(3人目) (姓)　(名)
公職の種類等 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和7年 3月 21日　から
令和7年 12月 31日　まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

1037-80

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	20,751,776
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	20,751,776
支　出　総　額	20,365,192
翌年への繰越額	386,584

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	20,750,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	20,750,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	20,750,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	1,776	
	合　　計	1,776	

(その７)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	自由民主党島根県連合会	5,000,000	R7/3/25	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
2	自由民主党島根県連合会	5,000,000	R7/5/2	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
3	自由民主党島根県連合会	10,000,000	R7/6/27	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
4	鳥取県医師連盟	500,000	R7/6/6	鳥取県鳥取市戒町317番地	清水正人	
5	鳥取県宅建政治連盟	100,000	R7/7/2	鳥取県鳥取市川端2丁目125	藤原博文	
6	日本商工連盟	100,000	R7/7/9	東京都中央区銀座2-2-17有楽橋ビル8階	小林健	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,700,000				
	その他の寄附	50,000				
	合計	20,750,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	自由民主党島根県支部連合会	5,000,000	R7/3/25	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
2	自由民主党島根県支部連合会	5,000,000	R7/5/2	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
3	自由民主党島根県支部連合会	10,000,000	R7/6/27	島根県松江市内中原町140-2	絲原徳康	
4	鳥取県医師連盟	500,000	R7/6/6	鳥取県鳥取市戒町317番地	清水正人	
5	鳥取県宅建政治連盟	100,000	R7/7/2	鳥取県鳥取市川端2丁目125	藤原博文	
6	日本商工連盟	100,000	R7/7/9	東京都中央区銀座2-2-17有楽橋ビル8階	小林健	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,700,000				
	その他の寄附	50,000				
	合　　計	20,750,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	2,002,500	0	
(2) 光熱水費	284,696	0	
(3) 備品・消耗品費	3,317,555	0	
(4) 事務所費	1,270,537	0	
小計	6,875,288	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,123,544	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	6,366,360	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	6,366,360	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	5,000,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	13,489,904	0	
合計	20,365,192		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電気代（6月分）	57,960	R7/6/20	株式会社アバロン	島根県松江市灘町1-7	
2	電気代（6/11～7/2）	147,242	R7/7/22	株式会社アバロン	島根県松江市灘町1-7	
3	電気代（7/20～7/31）	79,494	R7/8/22	株式会社アバロン	島根県松江市灘町1-7	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	284,696				
	その他の支出	0				
	合計	284,696				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	棚購入	12,396	R7/5/20	株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10	
2	Wi-Fiルーター	35,200	R7/6/27	株式会社シーテック	島根県松江市大正町448-1	
3	ビジネスホン設備一式（主装置・電話機・設置費含む）	1,986,600	R7/6/27	マツエ通信工業株式会社	島根県松江市西津田4丁目4番60号	
4	パーティション撤去復旧工事	275,000	R7/7/4	株式会社建装	島根県出雲市平田町1733-6	
5	パソコンレンタル等一式	115,500	R7/7/17	株式会社コニシ	島根県出雲市塩冶町1225-39	
6	複合機レンタル等一式	58,156	R7/7/17	株式会社コニシ	島根県出雲市塩冶町1225-39	
7	備品レンタル料	229,113	R7/7/17	株式会社サンテック	島根県松江市学園１丁目１１番２４号	
8	パソコン等レンタル一式	304,920	R7/7/22	株式会社エスティック	島根県出雲市白枝町607-6	
9	地図コピー代	32,560	R7/6/9	株式会社アイピーシステム	島根県松江市北田町5-12	
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	3,049,445				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	268,110				
	合計	3,317,555				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	家賃/６月分家賃、駐車場	630,000	R7/7/14	株式会社アバロン	島根県松江市灘町1-7	
2	家賃/７月分（7/1.2、7/20～31）	284,516	R7/7/14	株式会社アバロン	島根県松江市灘町1-7	
3	別納郵便	40,920	R7/5/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	NTT工事費	16,610	R7/6/20	西日本電信電話株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
5	NTT工事費	12,879	R7/6/27	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
6	携帯電話	62,933	R7/7/17	株式会社サンテック	島根県松江市学園１丁目１１番２４号	
7	電話代	22,637	R7/7/28	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
8	電話代（按分）	12,401	R7/8/22	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
9	電話撤去、移設工事	61,600	R7/9/2	マツエ通信工業株式会社	島根県松江市西津田４丁目４番６０号	
10	電話料金	14,727	R7/9/24	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
11	電話料金	13,563	R7/10/23	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
12	電話料金	13,941	R7/11/29	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
13	電話料金	12,575	R7/12/28	NTTファイナンス株式会社	広島県広島市中区袋町6-11	
14	修繕費/電源配線工事一式	13,970	R7/7/22	マツエ通信工業株式会社	島根県松江市西津田4丁目4番60号	
15	廃棄物処理費	11,030	R7/7/22	エコクリーン松江	島根県松江市鹿島町上講武1699-1	
	この頁の小計	1,224,302				
	その他の支出	46,235				
	合計	1,270,537				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	印刷代	46,200	R7/3/31	有限会社松陽印刷所	島根県松江市学園南２丁目３番１１号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	46,200				
	その他の支出	1,000				
	合計	47,200				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	後援会役員総会会場費	51,757	R7/3/31	公立学校共済組合松江宿泊所	島根県松江市殿町369	
2	食事代	11,425	R7/6/30	串処はま勝	島根県浜田市浅井町1604-4伊津テナントビル2F	
3	花代	22,000	R7/7/21	吉岡けい子	島根県松江市朝日町483	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	85,182				
	その他の支出	133,251				
	合計	218,433				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	印刷費	97,900	R7/3/31	有限会社松陽印刷所	島根県松江市学園南２丁目３番１１号	
2	レンタカー代	1,078,440	R7/7/17	株式会社トヨタレンタリース島根	島根県松江市東朝日町67-3	
3	会場費	82,723	R7/7/23	公立学校共済組合松江宿泊所	島根県松江市殿町369	
4	レンタカー代	126,538	R7/8/25	株式会社マツダモビリティ島根	島根県松江市東津田町1083-1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,385,601				
	その他の支出	0				
	合計	1,385,601				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	宿泊代	18,480	R7/4/11	有限会社ホテル松尾	島根県浜田市黒川町4185	
2	宿泊代	18,650	R7/4/14	株式会社スカイホテル	島根県大田市大田町大田イ318	
3	宿泊キャンセル料	22,300	R7/4/18	株式会社さんべ開発公社	島根県大田市三瓶町志学2071-1	
4	宿泊代	10,210	R7/4/28	株式会社渡辺工務店HOTELここ	島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一7-1	
5	宿泊代	16,280	R7/5/20	Tottori Green Hotel Morris	鳥取県鳥取市今町2-107	
6	航空券代	38,500	R7/6/13	株式会社農協観光	東京都千代田区大手町1-3-1	
7	宿泊代	10,210	R7/6/18	株式会社渡辺工務店HOTELここ	島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一7-1	
8	海上タクシー代	187,000	R7/6/18	浜吉丸	島根県隠岐郡海士町豊田1	
9	宿泊代	21,500	R7/6/25	MASCOS HOTEL	島根県益田市駅前町30-20	
10	宿泊費	17,600	R7/7/1	有限会社ホテル松尾	島根県浜田市黒川町4185	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	360,730				
	その他の支出	111,580				
	合計	472,310				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	演説会ポスター	2,772,000	R7/3/31	株式会社報光社	島根県出雲市平田町993	
2	立看板作成費	330,000	R7/4/16	有限会社ユウアイ工芸	島根県出雲市稗原町3327	
3	立看板設置費	11,000	R7/4/23	有限会社ヤマダ看板	島根県出雲市今市町468	
4	室内用ポスター作製費	496,650	R7/4/25	松栄印刷有限会社	島根県松江市西川津町667-1	
5	リーフレット、加入者加カード	1,650,000	R7/5/14	渡部印刷株式会社	松江市中原町192番地	
6	立看板設置費	52,800	R7/5/12	有限会社ふたば工芸社	島根県松江市西嫁島１丁目4-1	
7	立看板設置費	22,000	R7/5/12	高野看板店	島根県益田市高津6丁目30-18	
8	リーフレット追加	211,200	R7/6/27	渡部印刷株式会社	島根県松江市中原町192番地	
9	動画編集費用	499,400	R7/6/27	株式会社ビアンサ	島根県松江市東生馬町38番地172	
10	立看板作製費	33,000	R7/6/27	有限会社ユウアイ工芸	島根県出雲市稗原町3327	
11	HP制作費	246,400	R7/6/30	株式会社ワキザシ	島根県松江市古志原3-11-40	
12	看板代	35,200	R7/9/2	有限会社スマイル工芸	島根県松江市東長江町902-25	
13						
14						
15						
	この頁の小計	6,359,650				
	その他の支出	6,710				
	合計	6,366,360				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金	5,000,000	R7/6/27	出川桃子	島根県松江市大正町447-30-1303	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	5,000,000				
	その他の支出	0				
	合計	5,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	ビジネスホン機器	1,870,000	R7/6/27	ビジネスホン一式
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　15日

政治団体の名称　出川桃子島根県後援会

会計責任者の氏名　園山　　繁

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月１日

出川桃子島根県後援会
代表　　細　田　重　雄　　殿

登録政治資金監査人　村井秋秀
登　録　番　号　第　３４２２　号
研修修了年月日　平成２２年　１月２９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、出川桃子島根県後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、出川桃子島根県後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議

員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

出川桃子島根県後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上